

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 1 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600934号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600339号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成24年9月1日から平成25年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成25年10月までの標準報酬月額については、32万円から47万円とする。

平成24年9月から平成25年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年10月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成25年11月1日まで

厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に、平成24年7月の随時改定に係る届出及び平成25年の定時決定に係る届出を年金事務所に提出したため、厚生年金保険法第75条本文該当期間となっている請求期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額の保険料が控除されているので、調査の上、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る平成24年度及び平成25年度における「A社個人別給与明細」により、請求者は、請求期間について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(32万円)を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記個人別給与明細により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成24年7月の随時改定に係る届出及び平成25年の定時決定に係る届出

を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行い、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600947号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600338号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年12月29日から平成5年1月1日まで
会社からの指示どおり、年内いっばいでA社を退職した。厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料はないが、請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C厚生年金基金及びD健康保険組合における請求者の被保険者資格喪失年月日はオンライン記録と一致している。

また、A社において請求期間当時に給与計算及び社会保険事務を担当していた者は、平成4年12月中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させているのであれば、請求者の同年12月分の厚生年金保険料は控除していないと思う旨陳述しており、同社において請求期間当時に経理及び財務担当をしていた者も、間違えて控除することはなかったと思う旨陳述している。

さらに、A社の事業主及びB社の事業主は、A社における賃金台帳等の資料は残っておらず、請求期間における厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。